

返 還 金 制 度

入社意思を表明した入社当該候補者（以下当該候補者を「採用決定者」という）が就業開始後（入社日を「起算日」とする）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を「算定日」とする）となった場合（以下「退社等」という）、求人者の求めにより、別途記載の手数料表にもとづき受領した報酬の一部を以下の各号のとおり返還する。ただし、退社等が求人者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。

- (1) 起算日から算定日までの期間が1箇月以内の場合：報酬の80%
- (2) 起算日から算定日までの期間が1箇月超3箇月以内の場合：報酬の50%

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-310130

事業所の名称及び所在地 株式会社リコモス

東京都港区新橋2-11-10 HULIC & New SHINBASHI 10F